

福山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

福山市長 枝 広 直 幹

規則第36号

福山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第53条第1項の規定による申請に係る低炭素建築物新築等計画について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合<u>にあっては</u></p> <p>_____、当該住宅性能評価に係る品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</p> | <p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第53条第1項の規定による申請に係る低炭素建築物新築等計画について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を受けた場合<u>であって、当該住宅性能評価により表示すべき事項のうち、断熱等性能等級にあっては等級4、一次エネルギー消費量等級にあっては等級5の評価を受けたときは</u>、当該住宅性能評価に係る品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</p> |

(4) (略)

2 法第54条第2項の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る者は、当該審査が同法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときは、同法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通（同法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写し又はこれに準ずる書類を添付した場合にあっては、1通）を提出しなければならない。

(4) (略)

(新設)

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。